

# 令和2年度 第13回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和3年3月22日（月） 午後2時30分から午後3時15分まで

2. 場所： 西宮市役所 本庁 442会議室

3. 出席者：

## 【委員】（9名）

（会長）	1番	松本 俊治
（会長職務代理）	2番	庄治 郁夫
（委員）	3番	吉井 幸弘
	6番	川東 弘之
	7番	奥村 幸弘
	10番	高田 孝
	11番	光岡 大介
	12番	松本 彌生
	14番	茶谷 巖

## 【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （主査）松谷 卓人 （主事）中田 奈穂美  
（産業文化総括室長）長谷川 賢司

4. 欠席者： 5名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第19号】 西宮市農業委員会会議規則の一部改正の件

〈審議結果：承認〉

【議案第20号】 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件

〈審議結果：承認〉

【議案第21号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第22号】 非農地証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【報告第27号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第28号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第29号】 農地法施行規則第29条第1項の規定に基づく届出受理の件

## 7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。  
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。  
初めに、今般の新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、今月の本委員会においても、出席委員数を制限することで委員会中の密集を防ぎ、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。  
それでは、総会を始めさせていただきます。本日の出席委員は9名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。  
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)  
異議なしとのことですので、6番川東委員と7番奥村委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。  
これより議案審議に入ります。まず、議案第19号「西宮市農業委員会会議規則の一部改正の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、御説明させていただきます。議案第19号「西宮市農業委員会会議規則の一部改正の件」でございます。改正の趣旨としましては、押印の見直し及び規則内の文言の整備を行うものです。具体的には、議事録署名人の押印を不要にすることと、それに併せて漢字の修正などを行います。  
議案書1ページから3ページをご覧ください。改正箇所は、第7条中「抽籤」を「抽せん」に、「つ」を「っ」に改める。第13条第2項中「押印」を削る。第15条第1項中「つ」を「っ」に、同条第2項中「つ」を「っ」に、同条第3項中「喧噪」を「喧騒」に改める。ということになります。改正の時期は議決日からです。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。  
本件に対して御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第19号「西宮市農業委員会会議規則の一部改正の件」につきましては、承認することにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないようですので、議案第19号につきましては、承認することとします。  
続きまして、議案第20号「農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」でございます。議案書4ページをご覧ください。  
**【議案書朗読】**

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等事業は、農地法によらず農地の貸し借りを可能にするものです。農地法第3条許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新に係る適用が無く、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくること、下限面積に係る基準が無いこと、市町村が作成することから地域調和に係る基準が無いこと、労働力の確保を判断する以外は農地法第2条の世帯員等の考え方を適用しないことです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が広告しなければなりません。

それでは、配付しております資料「農用地利用集積計画」をご覧ください。

**【資料朗読】**

このとおり、要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。高田委員、お願いします。

高田委員 議案第20号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、耕作地として適正に管理されています。また、申請者は自己の所有する農地を継続して耕作してきた実績もあり、利用権設定を行うことは問題ないと思われま。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

吉井委員 利用権の期間は5年間で決まっていますのですか。

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 法的には決まっています。

議長 他になければ、議案第20号「農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、決定することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第20号につきましては、決定することとします。

続きまして、議案第21号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第21号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書5ページをご覧ください。

**【議案書朗読】**

それでは、配付しております資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください

**【資料朗読】**

このとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。庄治委員、お願いします。

庄治委員 議案第21号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。譲受人は、夫が所有する農地を16年に渡り家族で耕作しており、約1年前には、今回の申請農地に近接する農地を農地法第3条の許可を得て取得しております。農業実績もあり、生産意

欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第21号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第21号につきましては、許可することとします。続きまして、議案第22号「非農地証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号「非農地証明書交付の件」でございます。議案書6ページをご覧ください。

**【議案書朗読】**

まず、事前配付しております“議案第22号資料”「西宮市農業委員会事務取扱要領（9条1項抜粋）」をご覧ください。非農地である旨の証明の願出ができるのは、西宮市事務取扱要領第9条1項の各号いずれかに該当する場合のみとなります。

申請農地につきましては、現地調査により、現況が山林であることを確認しました。また、添付書類(20年前の航空写真)により、山林となって20年以上経過していることを確認しました。したがって第9条第1項「第1号」に該当しますので、非農地証明書を交付することについて問題はないと考えております。以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終了しました。

次に、地元委員の説明をお願いします。茶谷委員、お願いします。

茶谷委員 議案第22号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請地については、傾斜のある里道から出入りするしかなく、竹が密集し、少なくとも20年以上、耕作は出来ていないものと判断できます。つきましては、申請地は、農地への復元は著しく困難と思われるので、非農地証明を交付しても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第22号「非農地証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第22号につきましては、交付することとします。

議案審議は、以上の3件です。

続きまして、これより、報告案件に入ります。

まず、報告第27号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第27号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」でございます。議案書7ページをご覧ください。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

次に、報告第28号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第28号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。議案書8ページをご覧ください。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

川東委員 報告27号番号1と報告28号番号1とが同じ地番になっていますが、同一人物ですか

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 同一人物です。同地番の土地の一部を4条で、残り全部を5条で転用するものです。

議長 他に質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

次に、報告第29号「農地法施行規則第29条第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第29号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件」でございます。最初に農地法施行規則第29条第1号について、ご説明します。耕作を行う方が自身の耕作する農地を保全するため又は利用促進のために農業用施設を建てる場合には、施設の設置面積が2a未満であるときに限り、農地転用第4条の手続きではなく農地法施行規則第29条による届出を行うことで設置できます。また、農業用施設には、農業用道路や農産物集出荷施設、農機具格納庫、耕作に必要不可欠な駐車場、トイレ等が該当します。

それでは、議案書9ページをご覧ください。

【議案書朗読】

今回対象となる農地は、所有者と届出者との間で農地法第3条により使用貸借権が設定されており、そのうちの一部に農機具用保管庫を設置するというものです。なお、設置にあたっては所有者からの同意を得ています。以上、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

次に、報告第30号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。  
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第30号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。議案書  
10ページをご覧ください。

**【議案書朗読】**

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を  
交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定していました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時15分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

---

(委員)

---

(委員)

---